

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 4 8 号  
2 0 1 5 年 4 月 9 日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 田中 守 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

「交番検査周期延伸に関する規程の変更」についての申し入れ

会社は、「交番検査周期延伸」のための「規程の変更」を3月23日に中部運輸局に届け出して、4月1日付で「規程の変更」を行ったと組合側に通告した。しかし「テストカー」での走行試験では「回帰キロを3万キロから倍の6万キロ」にしても安全を担保できるという確証は得られていない。

よって以下の通り申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 3月23日に中部運輸局に行った「届け出」の内容について詳細に明らかにすること。
2. 「交番検査周期延伸」（3万キロ→6万キロ，30日→45日）を行うにあたり、会社として何が問題と考えたのか明らかにすること。
3. 試験で行ったデータ取りの結果を全て明らかにすること。
4. 「試験走行」後に速度向上（最高285Km/h）をしているが、速度向上による影響はどうなっているのか明らかにすること。
5. 安全が確保されるまで「交番検査の検査周期延伸実施」は行わないこと。

以上